

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する平成18事務年度（判）第8号証券取引法違反審判事件について、証券取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官内田博久、審判官入木雅和、同国分貴之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金4万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成19年4月27日（金）

#### 2 事実及び理由

##### (1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、東京都江東区平野3丁目2番6号に本店を置き、総合建材の販売・製造等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されていた、平成18年10月1日商号変更される前のジャパン建材株式会社（以下「ジャパン建材株式会社」という。ジャパン建材株式会社は、平成18年10月1日JKホールディングス株式会社に商号変更された。）に勤務し、経理等の業務に従事していたものである。

被審人は、平成18年5月8日午前10時30分ころ、ジャパン建材株式会社の属する企業集団の平成18年3月期連結決算の純利益について、

平成17年11月14日に公表された予想値は18億5,000万円であったのに対し、ジャパン建材株式会社が新たに算出した同期の予想値は12億円となり、公表がされた直近の予想値に比較して、新たに算出された予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた重要事実をその職務に関し知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の平成18年5月8日午後2時55分ころ、東京都所在のB証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、ジャパン建材株式会社の株券合計1,100株を、売付価額98万600円で信用取引にて売り付けたものである。

(2) 法令の適用

法第175条第1項第1号、第166条第1項第1号、第2項第3号、会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第3条第2項、第1項第3号

(3) 課徴金の計算の基礎

$$\begin{aligned} & (893 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 892 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 890 \text{ 円} \times 400 \text{ 株}) \\ & - (854 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株}) \\ & = 41,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

法第176条第2項の規定により、1万円未満の端数を切捨て

平成19年2月26日

金融庁長官 五味廣文